



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年8月20日(火) 第9725号

目次

ページ

告示

- 一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正(会計課) 2

公告

- 土地利用基本計画の変更(地域政策課) 2
- 土地の試掘等の許可に係る意見陳述の機会の付与(監理課) 2
- 都市計画地区計画の変更に係る縦覧(都市計画課) 3
- 同 3
- 都市計画土地地区画整理事業の変更に係る縦覧(同) 3
- 都市計画道路変更の県原案(同) 4
- 公聴会の開催(同) 4

落札

- 落札者等の決定(会計課) 5

**■ 告 示**

## ◎群馬県告示第105号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示(平成3年群馬県告示第355号)の一部を次のように改正し、令和元年8月25日から施行する。

令和元年8月20日

群馬県知事 山本 一 太

「利根沼田農業協同組合 利根郡みなかみ町月夜野437(みなかみ支店)」を「利根沼田農業協同組合 利根合資会社ハピネス 利根郡みなかみ町月夜野437(みなかみ支店) なかみ町上牧1803(セブンイレブン上牧店)」に改める。

**■ 公 告**

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第1項の規定により定める群馬県土地利用基本計画を次のとおり変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定により公表する。

なお、「計画図の変更部分を図示した図書」は、省略し、群馬県企画部地域政策課及び吉岡町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和元年8月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 変更年月日 令和元年8月6日
- 2 変更内容 農業地域の一部変更(「計画図の変更部分を図示した図書」のとおり)

土地収用法(昭和26年法律第219号)第14条第1項の規定による試掘等(以下「試掘等」という。)の許可を与えようとするので、同項の規定により、次のとおり土地の所有者及び占有者に意見を述べる機会を与える。

令和元年8月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 許可を与えようとする試掘等
  - (1) 起業者の名称 群馬県
  - (2) 事業の種類 一般県道下里見安中線(西毛広域幹線道路高崎安中工区)道路建設工事
  - (3) 試掘等を行う目的 事業の準備のための測量及び地質調査
  - (4) 試掘等を行う地点 安中市下秋間字勝負沢4820番
  - (5) 試掘等に必要土地の種類及び面積 山林 1, 115㎡
  - (6) 障害物の種類及び数量 枝葉・下草及びこれに類する障害物 一式(上記の山林1, 115㎡内)
  - (7) 試掘等の方法及び範囲
    - ア 方法 ボーリング調査(直径66mm、オールコア、深さ10m×3箇所及び深さ15m×2箇所)並びに資材搬入用運搬道路及び給水仮設の設置
    - イ 範囲 図面に表示する範囲

(8) 試掘等を行う期間 令和元年9月9日から同月30日まで

2 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和元年9月3日

(2) 提出先 前橋市大手町1丁目1番1号 群馬県県土整備部監理課用地対策室用地指導係  
図面は省略し、群馬県県土整備部監理課用地対策室に備え置く。

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、富岡都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年8月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 富岡都市計画地区計画 上州富岡駅北地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和元年7月30日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び富岡市建設水道部都市計画課

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、渋川都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年8月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 渋川都市計画地区計画 四ツ角周辺地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和元年7月30日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び渋川市建設部都市計画課

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、渋川都市計画土地区画整理事業の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年8月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 渋川都市計画土地区画整理事業 四ツ角周辺地区
  - 2 都市計画の変更年月日 令和元年7月30日
  - 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び渋川市建設部都市計画課
-

前橋勢多都市計画道路について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

令和元年8月20日

群馬県知事 山本 一太

都市計画道路中3・4・4号茂木堀越線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・4	茂木堀越線	前橋市茂木町	前橋市堀越町	前橋市茂木町	約2,700m	地表式	2車線	16m	私鉄上毛電鉄と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差3箇所	

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、前橋勢多都市計画道路に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和元年8月20日

群馬県知事 山本 一太

- 開催期日及び場所 令和元年9月13日(金)午前11時から 前橋市大胡支所2階大会議室
- 作成しようとする都市計画の案 前橋勢多都市計画道路の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県県土整備部前橋土木事務所、前橋市都市計画部都市計画課及び前橋市大胡支所において、令和元年8月20日(火)から同年9月3日(火)まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）。）
- 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、令和元年9月3日(火)までに下記に到着するよう提出すること。  
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課
- 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。  
なお、公述時間は、10分以内とする。
- その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。
- 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3654

別記様式

前橋勢多都市計画道路の変更（3・4・4号茂木堀越線の変更）に関する公述申出書 群馬県知事 山本 一太 あて 令和元年8月20日付け群馬県報に登載された前橋勢多都市計画道路の変更に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し上げます。	年 月 日
---	-------

- |   |                               |    |         |
|---|-------------------------------|----|---------|
| 1 | 公述申出人                         | 住所 | 電話番号    |
|   |                               | 氏名 | 印 年齢 職業 |
| 2 | 都市計画案に係る利害関係(関係市町村の住民等は、記載不要) |    |         |
| 3 | 意見の要旨(別紙のとおり)                 |    |         |

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

## ■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和元年8月20日

群馬県知事 山本 一 太

- 落札に係る物品等の名称及び数量
  - 液晶プロジェクタ 424台
  - マグネットスクリーン 424台
  - プロジェクタ台 424台
  - テレビモニター 74台
  - テレビ台 74台
  - 実物投影装置 74台
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県会計局会計課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 落札者を決定した日 令和元年7月26日
- 落札者の名称及び所在地 株式会社前橋大気堂 群馬県前橋市本町二丁目2番16号
- 落札金額 93,467,000円
- 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 入札公告をした日 令和元年6月14日

毎週火、金曜日発行

発行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111